

生駒市教育大綱（案）

I 生駒市の教育大綱の基本的な考え方

1 生駒市の教育大綱の位置付けと期間

生駒市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」といいます）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、総合教育会議での協議を経て、市長が策定するもので、本市の教育行政の根本となる方針となるものです。

大綱の期間は、大綱策定の日から4年間とします。

2 生駒市の教育大綱・4つの特色

生駒市の教育大綱の特色は以下の4つです。

(1) 「関係者や市民の参加による徹底した『協創』に基づく大綱の策定」

総合教育会議を〇回開き、徹底的な議論を行ったほか、公募市民によるワークショップを2回開催して、特に重点的に推進すべき分野について広く市民の意見を集めました。このほか、教員などの関係者からのヒアリング、パブリックコメントの実施など、「協創」の考え方に基づく調整を行いました。

(2) 「マニフェストや総合計画などとの整合性の確保と効果的な連携」

市長の施政方針演説やマニフェストを踏まえた総合計画、他の関係する計画との整合を確保し、積極的な連携を図ることにより、学校教育を中心として、生涯学習、就学前教育ほか、幅広い視点での教育大綱としました。

(3) 「ひとづくりはまちづくり」

市長マニフェストの「ひとづくりはまちづくり」の考え方に立ち、教育を通じた「ひと」づくりにより、生駒の「まち」のさらなる活性化につなげていくものです。

(4) 「生駒の教育課題を踏まえた、特に重点的に取り組む事項と具体的な取組の明記」

公募市民によるワークショップのテーマとして設定し、広く市民や関係者の意見をうかがいながら、特に重点的かつ集中的に取り組む成果を上げるべき事項を明確にし、取組を進めていきます。

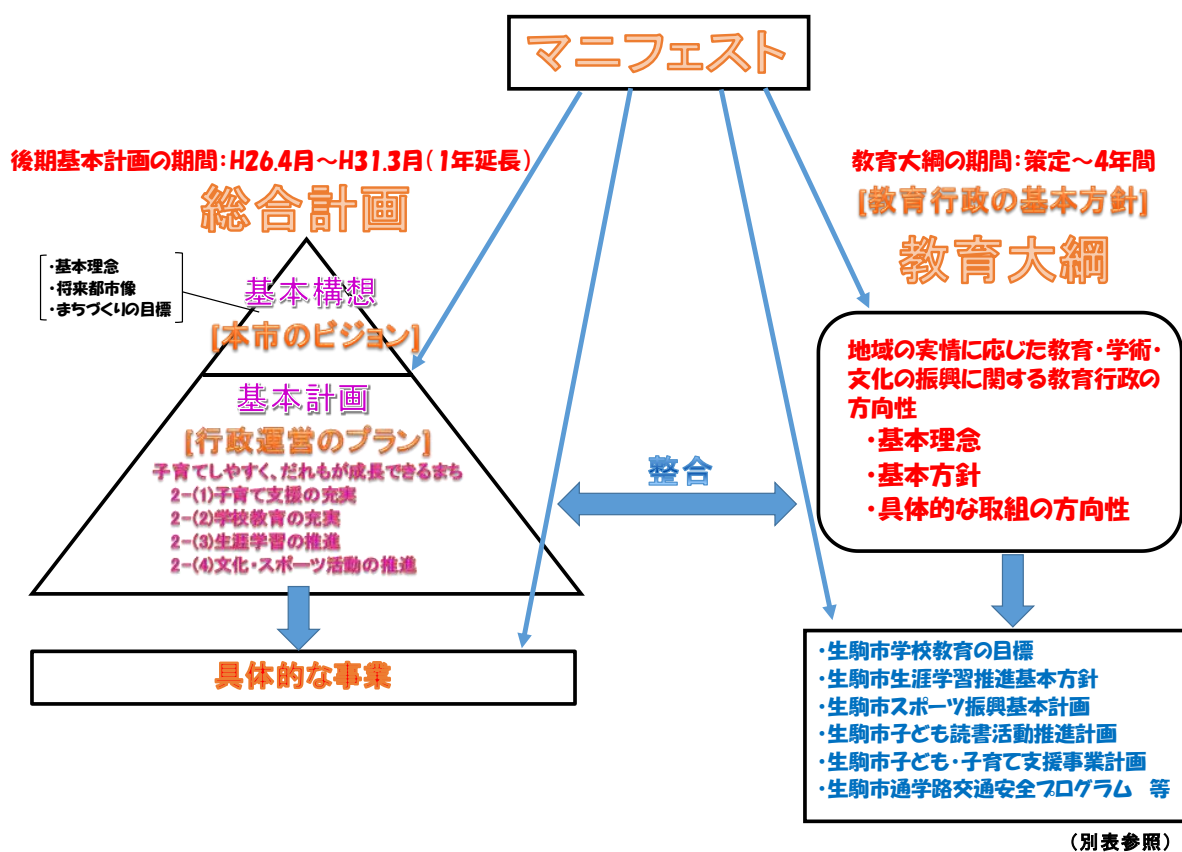
3 大綱の構成並びに他の計画との関係

教育大綱は「基本理念」「基本方針」及び「具体的な取組の方向性（重点施策）」によって構成します。

また、それらを実現するための個別の具体的な施策については、大綱に逐一盛り込まず、本市のまちづくりの指針であり「行政運営のプラン」である第5次生駒市総合計画後期基本計画及び同計画に基づく「具体的な事業」の中に整理し、進めていきます。

あわせて、家庭教育、地域社会との協働、文化やスポーツ、産業、国際化など教育に関係する既存の各種計画に位置付けられている具体的な個別施策と相まって、大綱の基本方針に定めた内容の実現を目指していくこととします。

同時に、教育大綱の策定を受け、現在見直し中の総合計画や個別計画の内容を精査し、必要に応じた追加・修正等を行うほか、計画期間の見直しなども検討していきます。



Ⅱ 大綱の構成

1 基本理念

総合教育会議やワークショップ等の議論を踏まえ、最後に整理する

2 基本方針及び具体的な取組の方向性（素案）

基本方針1 これからの社会を生き抜き、活躍できる人材を育てる

激動の21世紀にあって、いかなる変化にも対応し、いきいきと挑戦し、未来を創る「ひと」を育てることこそが、日本一「ひと」にこだわるまちづくりを進める本市が取り組むべき最も重要な方針である。

（具体的な取組の方向性）

- ・グループ学習やICTを活用したアクティブラーニングを推進し、「自立・自律」した人材を育成する。
- ・語学力、コミュニケーション力、プレゼン力を養成し、国際化に対応した人材を育成する。
- ・社会貢献やボランティア活動等の体験的な学習を取り入れたキャリア教育を充実する。
- ・社会の変化について「考える授業」、ICTを活用した情報教育を推進し、子どもの特性に応じた個別学習、互いに学び合う協働学習など「楽しくわかりやすい授業」を行う。

基本方針2 全国トップレベルの学力を維持・向上し、体力・運動能力を育成する

学ぶこと、体を鍛えることの楽しさを土台としながら、全国トップレベルの学力を維持・向上させていくとともに、体力についても全国トップレベルを目指して取り組む。

学習塾や地域スポーツクラブ、大学等とも連携し、地域として、学力や体力水準の高い子どもをさらに伸ばし、学力・体力水準の低い子どもをしっかりと

フォローする体制を整え、全体的な底上げとトップ水準の引き上げを同時に達成する。

(具体的な取組の方向性)

- ・奈良先端科学技術大学院大学との連携による理科教育を充実する。
- ・ALT の活用による英語教育、地域人材による出前授業、学校図書館司書による読書指導等、専門性を生かした外部指導者の有効活用による教育を充実する。
- ・地域のスポーツクラブの指導者を活用した運動に関する事業を実施する。

基本方針3 ひとを思いやる優しい心とたくましい心を育成する

ICT 技術が普及していくこれからの社会だからこそ、人間本来の優しさや思いやりを大切にできる人を育てることが大切であり、いじめや暴力を絶対に許さない社会・地域を創る。

同時に、社会の複雑化により、様々な困難や不安が想定されるこれからの時代において、たくましく生き抜く強い心や、周りの人や地域の力をうまく頼りながら問題に立ち向かうことが大切となる。

(具体的な取組の方向性)

- ・子どもたちが競争したり挑戦したりする中で、くやしい気持ちや達成感に対し、褒めたり励ましたりするなどフォローできる体制づくりを行う。
- ・いじめや不登校など子どもが抱えるさまざまな課題の解決に向けた教育を徹底する。
- ・あいさつの徹底、規範意識の向上を図る道徳教育を充実する。
- ・社会貢献やボランティア活動等の体験的な学習を通して「自己有用感」を醸成する。

基本方針4 家庭と地域が連携して、子育てを楽しめる教育とまちづくりを実現する

市役所内における、学校教育や生涯学習を担当する部局と、子育て・就学前教育を担当する部局を1つにすることにより、生涯切れ目のない教育の推進と、世代を超えた効果的な連携による教育・地域づくりを実現する。

特に、子育てに悩むお母さん・お父さんが、地域の力を借りて、子育てしやすく、さらには「子育てを楽しむ・満喫する」ことが出来るような制度づくり、コミュニティづくり、場づくり、機会づくりを一層推進する。

幼稚園、保育園、こども園などの就学前教育の場についても、待機児童を平成30年度までにゼロにすることを目標にしながら、より充実したカリキュラムを実践する。

(具体的な取組の方向性)

- ・ 保育所待機児童の解消を目指し、空き店舗等を活用した小規模保育所整備を実施する。
- ・ 地域力を生かした子育て支援（コミュニティづくり）として、子育てボランティア団体との共同による子育て支援ひろば事業を実施する。
- ・ 男女共同参画の視点に立った父親（男性）の育児参加支援を実施する。

基本方針5 新しいなかまづくり、生きがいづくり、健康づくりを通じた高齢者の「幸齢化（こうれいか）」を実現する

高度経済成長時代に、全国でもトップクラスの人口増加のあった生駒市では、今後、全国でもトップクラスのスピードで高齢化が進展する。

高齢化をネガティブにとらえるのではなく、これまでの経験や人脈を地域のために活用していただく制度や場・機会を確保することにより、高齢者の「地域デビュー」を積極的に進める。

これにより、高齢者自身の幸せはもちろん、地域の活性化、世代間交流などの教育の推進につなげ、「笑子幸齢化」の地域づくりを実現する。

(具体的な取組の方向性)

- ・ いこま寿大学を通して高齢者が生きがいをもち、地域に貢献できる意欲を向上させる。
- ・ 高齢者の地域デビューを促進し、まちづくりに参画し世代間交流できる機会をつくる。

基本方針6 障がい者、ひきこもり、ニートが安心して暮らせるだけでなく、楽しく活躍できる教育とまちづくりを実現する

文部科学省によると、全児童・生徒の6.5%が何らかの発達障害を持っている。このような児童が学びやすい環境を整え、教育を通じて成長することにより、単に安心できる地域ではなく、障がいを持つ子どもが楽しく幸せに毎日を過ごし、卒業後は社会で何らかの貢献ができる人材になるよう、全力で取り組む。

また、生駒市では、ニート・ひきこもりは約600人と推計する。これらの人々が、社会に復帰し貢献できるよう地域で支援する仕組みをつくる。

(具体的な取組の方向性)

- ・特別支援教育支援員の拡充等による小・中学校の特別支援教育の充実などインクルーシブ教育を推進する。
- ・ユニバーサルキャンプの開催など、国籍や性別、年齢、障がいの有無、性的マイノリティなどの違いを超えた多様性を学ぶ体験を充実させる。
- ・ニート・ひきこもりの若者の自立支援を地域や諸団体で連携し、ネットワーク化を図る。

基本方針7 文化・スポーツ・読書を通じた、一歩先を行く教育とまちづくりを実現する

子どもたちが社会で活躍するためには、豊かな教養や健やかな体、そして読書を通じて、生涯にわたり学び続けることが大切である。

また、単に住みやすく安心して暮らせる住宅都市ではなく、より豊かに楽しく暮らせる住宅都市として進化を図るためにも、文化・スポーツ・読書活動の推進は不可欠である。

(具体的な取組の方向性)

- ・図書館が人と本との出会いの場、本を介して人と人とがふれあいを深める場、まちづくりの拠点とする。
- ・中学生のビブリオバトルを通して、読書活動の推進やこれからの社会で必要となるプレゼンテーションの力や主体性の育成につなげる。
- ・市民、市民団体、NPO 団体から事業を公募する提案公募型のいこま国際音楽祭を開催するとともに、市民楽団など習熟度やジャンルを超えて表現する場をつくるなど、だれもが音楽に親しめる機会を提供する。

- ・ジュニアアートフェスタ、作品展などの文化活動の成果発表と文化芸術を鑑賞する機会を提供する。
- ・総合型地域スポーツクラブと地域住民、学校等が協働し、身近な地域でスポーツに親しむことができる環境を整える。

基本方針8 生駒のまちを知り、郷土への誇りと愛を育む

人口減少、少子高齢化のこれからの社会において、持続可能なまちを創るために最も重要なことは、生まれ育ったまちを知り、郷土への誇りと愛を市民が持ち、行動することである。これは、地に足のつかない地方創生の取組ではなく、地元の市民が地元を愛することが、新たな市民を呼び込み、定住率を高め、地元出身の若者が将来地元のために活躍してくれることにもつながる。

生駒の歴史・文化を知り、祭りや伝統芸能を体験するとともに、新たなまちづくりの活動にも参加する市民を増やすことにより、新・旧住民の融合を図り、真の「地方創生」を実現し、住宅都市の新しいモデルを示す。

(具体的な取組の方向性)

- ・郷土愛を醸成するために、初心者向け郷土の歴史講座を開催するなど、文化財の保存活用を進める。
- ・生駒ふるさとミュージアムを拠点に、子どもたちからシニア世代までが楽しく、本市の歴史文化について学習できる機会を提供する。
- ・小学校6年生に歴史読本を配布するなど、小・中学校で郷土の歴史文化を学ぶことにより、郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心を育む。
- ・伝統的祭礼や地域の祭りなど、世代間交流や地域の活性化につなげる活動を支援する。
- ・図書館を拠点に異世代が共に知恵を出し合い、まちづくりに取り組む活動を支援する。
- ・青年団体が自主的に行うダンスイベントなどを通じて、世代間交流や郷土愛を育む事業を支援する。

基本方針9 安心・安全を確保し、成長を促す教育環境を整える

市民が安心して教育を受け、生涯学習活動を行い、成長できる環境を整えることは「日本一の教育のまち」を目指す本市にとって重要な土台である。

地域の皆さんと連携し、学校や生涯学習施設はもちろん、子供、高齢者、障がい者などすべての市民にとって、地域全体が安心で、活力にあふれ、美しいまちとなるようにソフト・ハード両面の整備を進める。

(具体的な取組の方向性)

- ・学校施設の計画的な改修やボランティアの美化活動などを通して、教育環境の整備を進める。
- ・生駒市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、通学路の安全対策を進める。
- ・生涯学習施設等のバリアフリー化など、人にやさしく利用しやすい施設の整備を進める。
- ・生涯学習施設等のモニタリングを通して市民ニーズを把握し、施設の効率的、魅力的な管理運営を行う。
- ・充実した教職員研修を実施する。
 - ① 学校管理職（校長・教頭）のマネジメント研修の充実
 - ② 教職員の資質や授業力を向上させ「楽しくわかりやすい授業」を行うための教職員研修の充実
- ・スクールボランティアや学びのサポーターを活用した教育支援、環境活動、課外活動等の取組を進め、子どもたちの学習環境を整える。

基本方針10 市民との協創による「日本一の教育のまち・いこま」を実現する

「日本一の教育のまち・いこま」を実現するため、市、学校、生涯学習施設はもちろん、自治会、民生児童委員、ボランティア、学習塾、総合型地域スポーツクラブ、大学ほか、すべての関係者の「協創」により、地域力を最大限活用して取り組む。

市民全員で創る、市民全員が学ぶ、市民全員が教える、市民全員が育つ、そんな教育のまちを実現する。

議論を踏まえ、基本方針等の追加・精査を行っていく

注：上記「具体的な取組の方向性」の中で、赤字の箇所はワークショップ、青字の箇所は関係者ヒアリングでの意見等を反映した内容

3. 教育委員会の果たす役割

本市では、平成28年1月より、教育委員の定数を最大8名とする条例を施行しています。

これは、平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、首長と教育委員会が協議・調整する場である総合教育会議の設置（必置）及び首長による教育大綱の策定など改正の趣旨を踏まえ、学校教育はもちろんのこと、就学前教育や子育て支援、障がい者の教育、高齢者による生涯学習を通じた生きがづくりやまちづくりへの貢献、そして何よりも激動するこれからの社会を生き抜くための教育を生駒市で実現し、「日本一の教育のまち・いこま」を実現する決意を形にしたものです。

生駒市では、教育委員会のさらなる活性化を求めて、平成28年1月から2名の保護者からの公募委員を含め、委員数を8名に増員しました。

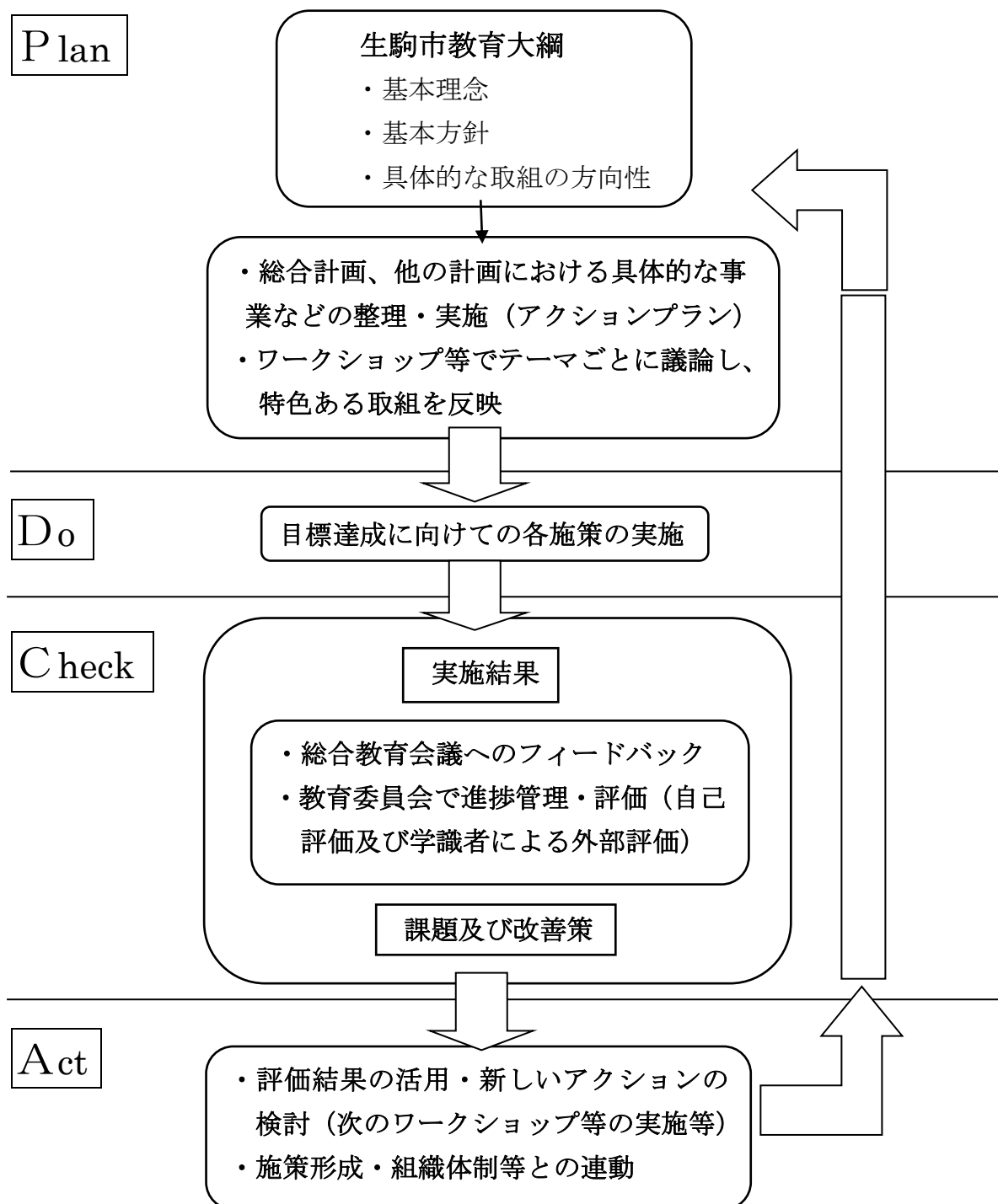
それぞれのご専門やご知見はもちろんのこと、一市民としての視点も大切にしたい積極的な論議を行っていただきたいと思えます。

また、教育委員会が単なる議論の場ではなく、合議制の執行機関という立場を活かして、2に示した方針を具体化するための提言をまとめていただき、これまで以上の役割を果たしていただくことを心から期待しています。

Ⅲ 大綱策定後の進行管理

教育大綱に基づく具体的な事業など（アクションプラン）の実施に当たっては、PDCAサイクルによる進行管理、点検評価・見直しを行うものとします。

なお、外部評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況について、学識経験者による点検・評価を行うこととなっており、これを活用して外部評価を行うものとします。



※別表 策定済の主な計画等一覧

方針・計画名	所管課	策定年月	根拠法令等	計画期間	内 容
生駒市学校教育の目標	教育指導課	毎年度		1年	生駒市がめざす子ども像、重点目標、目標実現に向けた取組を提示。
生駒市生涯学習推進基本方針	生涯学習課	H19年3月	社会教育委員会議の答申をふまえ策定	H19～	生駒市生涯学習推進基本計画とこれまでの施策の成果・課題を分析・検証し、今後の生涯学習推進の基本となる方向づけを行う。
生駒市社会教育基本方針及び重点目標	生涯学習課	毎年度	社会教育委員会議において策定	1年	上記基本方針を基に、成果を検証し、重点目標を定め、施策を推進する。
生駒市スポーツ振興基本計画	スポーツ振興課	H23年3月	スポーツ基本法第10条(旧スポーツ振興法第4条)	10年	H23～32年度までの10年間(5年経過時点で見直し)のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示す。
生駒市子ども読書活動推進計画	図書館 (生涯学習課)	H17年3月	子どもの読書活動の推進に関する法律第9条	H17～	「伝えよう、どきどき わくわくを！」を合言葉に、家庭・地域・学校が連携して読書環境の整備を進める。(5年経過時点で成果を検証、計画内容を精査し継続)
生駒市子ども・子育て支援事業計画	こども課	H27年3月	子ども子育て支援法	5年	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の総合的、計画的な推進。
生駒市通学路交通安全プログラム	教育総務課	H26年4月	(文科省等からの通知による)	—	関係機関の連携体制を構築し、通学路の安全確保に向けた取組を実施する。

→内容の精査、計画の整理・見直し、計画期間の見直しなどについて、大綱に沿って精査する予定